江戸川看護専門学校学則

第１章　総則

（目的）

第１条　江戸川看護専門学校は、保健師助産師看護師法に定める看護師の養成機関として、地域社会のニーズに対応できる基礎的知識及び技術を養い、倫理に基づいた看護実践ができる看護師の養成を目的とする。

（名称）

第２条　江戸川看護専門学校（以下「本校」という）と称する。

（位置）

第３条　東京都江戸川区西瑞江５丁目１番地６に置く。

（学校評価）

第４条　本校は、教育水準の向上および教育活動の適切な運営を図るため、自己点検・自己評価を実施するものとする。

２　前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

３　自己点検・自己評価の充実を図るため、外部有識者等による他者評価または第三者評価の導入について検討を行い、実施体制の整備に努めるものとする。

（課程及び学科）

第５条　本校の課程及び学科は、次のとおりとする。

医療専門課程　看護学科（3 年課程）

（学生定員、修業年限及び在学期間）

第６条　学生定員、修業年限及び在学期間は、次のとおりとする。

学科名	学生定員		修業年限	在学期間
	学年定員	総定員		
看護学科（３年課程）	40 名	120 名	3 年	6 年を超えない

第２章　学年・学期及び休業日

（学年及び学期）

第７条　学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

２　学年を分けて、次の 2 学期とする。

前期　4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後期　10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

（休業日）

第８条　本校の休業日は、次のとおりとする。

（1）　国民の祝日に関する法律に定める休日

（2）　日曜日及び土曜日

（3）　季節休業（学年を通じて 10 週間以内で校長が定める）

（4）　創立記念日　6 月 23 日

２　校長は、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行い、又は、休業日以外の日に授業を行わないことができる。

第３章　入学

（入学資格）

第９条　本校に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本校の行う入学試験に合格した者でなければならない。

（1）　学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 90 条第 1 項に該当する者

（2）　外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

（入学の出願）

第１０条　入学を希望する者（以下「入学志願者」という）は、本校所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。

２　提出書類、方法等に関する事項は別に定める。

（入学者の選考）

第１１条　前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続き）

第１２条　前条の規定による入学試験に合格した者は、校長が指定する期限までに保証人２人と連著した誓約書・保証書に入学料を添えて校長に提出しなければならない。

２　前項に規定する保証人は、独立生計を営む者で、かつ、１人は東京都内又はその近接地に居住する者でなければならない。

３　保証人等に関する事項は別に定める。

（入学の許可）

第１３条　校長は、前条の手続きを完了した者に入学を許可する。

（転入学・編入学）

第１４条　本校に転入学を希望する者がある場合は、教育計画、学科及び実習の進度が同程度であり、かつ、定員に欠員が生じている場合に限り許可することができる。

２　第 9 条から前条までの規定は、前項の規定により転入学しようとする者について準用する。

（特待生制度）

第１５条　学生の奨学に資するため、特待生制度を置く。

２　特待生制度については別に定める。

第４章　教育課程等

（教育課程）

第１６条　本校の教育課程及び単位数は、別表のとおりとする。

（単位の基準）

第１７条　別表に定める各科目の単位数は、1 単位の科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

（1）　講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲の授業をもって 1 単位とする。

（2）　臨地実習については、30～45 時間の実習をもって１単位とする。

（単位の認定）

第１８条　授業科目を履修し試験等が合格した者に、所定の単位を与える。

２　前項に規定するもののほか、単位認定に関し必要な事項は別に定める。

（成績評価）

第１９条　履修科目の評価は、各授業科目の担当教員が学習状況、出席状況、試験及びレポート等の成績により行う。

２　前項に規定するもののほか、成績評価に関し必要な事項は別に定める。

（大学卒業者等の履修科目の認定）

第２０条　校長は、江戸川看護専門学校に入学する前に次に掲げる学校等において履修した科目を有する者について、本人からの申請（学則様式 1）に基づき、本校の総取得単位数の 2 分の 1 を超えない範囲で、本校の教育内容に相当すると認めるときは、当該科目に相当する科目を本校において履修したものとみなすことができる。

（1）　学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）に基づく大学

（2）　歯科衛生士法（昭和 23 年法律第 204 号）第 12 条第 1 号の規定により指定されている歯科衛生士学校又は同条第 2 号の規定により指定されている歯科衛生士養成所

（3）　診療放射線技師法（昭和 26 年法律第 226 号）第 20 条第 1 号の規定により指定されている学校又は診療放射線技師養成所

（4）　臨床検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号）第 15 条第 1 号の規定により指定されている学校又は臨床検査技師養成所

（5）　理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）第 11 条第 1 号若しくは第 2 号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設又は同法第 12 条第 1 号若しくは第 2 号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設

（6）　視能訓練士法（昭和 46 年法律第 64 号）第 14 条第 1 号又は第 2 号の規定により指定されている学校又は視能訓練士養成所

（7）　臨床工学技士法（昭和 62 年法律第 60 号）第 14 条第 1 号から第 3 号までの規定により指定されている学校又は臨床工学技士養成所

（8）　義肢装具士法（昭和 62 年法律第 61 号）第 14 条第 1 号から第 3 号までの規定により指定されている学校又は義肢装具士養成所

（9） 救急救命士法（平成 3 年法律第 36 号）第 34 条第 1 号、第 2 号又は第 4 号の規定により指定されている学校又は救急救命士養成所

（10） 言語聴覚士法（平成 9 年法律第 132 号）第 33 条第 1 号から第 3 号まで又は第 5 号の規定により指定されている学校又は言語聴覚士養成所

2　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 40 条第 2 項第 1 号の規定に該当する者で養成所に入学した者の単位の認定については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成 20 年厚生労働省令第 42 号）による、改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和 62 年厚生省令第 50 号）別表第 4 に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第 4 若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成 20 年文部科学省・厚生労働省令第 2 号）別表第 4 に定める「人間と社会」の領域に限り本人からの申請に基づき個々の既習の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、保健師助産師看護師養成所指定規則別表 3 に定める基礎分野の履修に替えることができる。

（卒業の認定）

第２１条　校長は、別表に定める全科目の単位を修得した者、かつ出席すべき日数の 3 分の 1 以上欠席していない者に対して卒業の認定を行い、卒業証書（学則様式 2）を授与する。

2　前項の規定により卒業の認定を受けた者は、学校教育法第 131 条の 2 に基づき、専門士と称することができる。

第５章　休学・退学・復学・除籍

（休学、退学）

第２２条　休学又は退学を希望する者は、その理由を詳記して保証人連著の上、校長に申請してその許可を受けなければならない。休学する者はその理由が傷病によるとき等、医師の診断書を添えるものとする。

2　校長は健康上の理由により一定期間授業を欠席する必要があると認める者に対し、休学を命ずることができる。

3　休学期間は、通算して 1 年以内とし、在学期間には算入しないものとする。ただし、校長が特別の事情があると認めるときは、更に 1 年以内の期限を限って休学を許可することができる。

4　休学等の関連事項については別に定める。

（復学）

第２３条　休学した者が復学を希望するときは、校長に申請して、その許可を受けなければならない。

（除籍）

第２４条　校長は、次の各号に該当する者を除籍することができる。

（1） 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者

（2） 第 6 条に規定する在学期間を超えた者

（3） 正当な理由がなく授業料を納入しない者

（4） 死亡した者

第６章　賞罰

（表彰）

第２５条　校長は、学業成績優秀で他の模範と認められる者を卒業の際、表彰することができる。

（懲戒）

第２６条　校長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して懲戒を行うことができる。

（1）　性行不良で改善の見込みがないと認められる者

（2）　本校の秩序を乱し、学生の本分に反する者

（3）　正当の理由がなく出席が常でない者

２　懲戒は、戒告、停学及び退学とする。

第７章　健康管理

（健康管理）

第２７条　本校に休養室を設け、学生及び職員の健康管理を行う。

２　健康管理に関する規程は別に定める。

第８章　図書

（図書室）

第２８条　学校に図書その他の文献及び研究資料を収集保管し、教職員及び学生の閲覧に供するため図書室を置く。

２　図書室に関する規程は別に定める。

第９章　職員組織および諸会議

（職員組織）

第２９条　本校に次の教職員を置く。

⑴ 校長

⑵ 副校長

⑶ 校務主任

⑷ 教員　基幹教員８名以上、
　　基幹教員以外の教員２名以上

⑸ 事務職員２名以上

⑹ 学校医　１名

（諸会議）

第３０条　本校に教育上重要な事項を審議するため諸会議を置く。

２　職員、諸会議に関し、必要な事項については別に定める。

第 10 章　検定料・入学料・授業料等

（検定料・入学料・授業料等）

第３１条　検定料、入学料、授業料等は別に定める額とする。
２　授業料等の納入については別に定める。

第１１章　雑則

（雑則）

第３２条　この学則の施行に関し、必要な事項については別に定める。

附則　この学則は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
附則　この学則は平成 27 年 6 月 1 日から施行する。
附則　この学則は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
附則　この学則は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。